



参情個発第 1 号  
令和 7 年 4 月 24 日

林弘法律事務所  
弁護士  
山中 理司 様

参議院事務局情報公開・個人情報保護審査会会長



### 諮詢の受理について（通知）

令和 7 年 4 月 3 日に貴殿が申し出た下表 1 ~ 3 の苦情について、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程第 14 条第 1 項の規定による諮詢を受理したので、通知します。諮詢日及び諮詢番号は下表 4 のとおりです。

1 苦情の申出に係る文書の名称	参議院事務局が使用している執務提要（警務部執務提要は除く）（最新版）
2 苦情の申出に係る通知	令和 7 年 3 月 27 日付け参庶文発第 15 号 全部不開示
3 苦情の内容	<p>（1）苦情申出日：令和 7 年 4 月 3 日 （2）苦情の趣旨： 警務部執務提要は事務局文書に当たることをも考慮すれば、苦情の申出に係る文書は事務的な手引書の性格を有すると思われるから、事務局文書に当たるといえる。</p>
4 謒問日・諮詢番号	諮詢日：令和 7 年 4 月 24 日 諮詢番号：令和 7 年 謒問第 1 号 事件名：参議院事務局が使用している執務提要（警務部執務提要は除く）（最新版）の不開示に関する件

（連絡先） 参議院事務局庶務部文書課  
電話 03 (3581) 3111 (内線 74007 ~ 74010)

参情個発第 2 号  
令和 7 年 4 月 24 日

林弘法律事務所  
弁護士  
山中 理司 様

参議院事務局情報公開・個人情報保護審査会会長



### 理由説明書の写しの送付について（通知）

下記の諮問事件について、別紙のとおり、当審査会に参議院事務局から提出された理由説明書の写しを送付します。

記

#### 諮問事件

諮問番号：令和 7 年 濟問第 1 号

事件名：参議院事務局が使用している執務提要（警務部執務提要は除く）（最新版）の不開示  
に関する件

（連絡先） 参議院事務局庶務部文書課  
電話 03 (3581) 3111 (内線 74007~74010)

## 理由説明書

事務局文書開示申出書（令和7年2月7日付け参庶文受第44号）により、開示を求められた文書「参議院事務局が使用している執務提要（警務部執務提要は除く）（最新版）」について、不開示とした理由等は、以下のとおりである。

### 1 開示を求められた文書の内容等

本件申出について、特定された文書とその内容は以下のとおり。

- (1) 「参議院委員会提要 参議院委員部」： 委員長が議長へ提出する報告書及び要求書の記載内容、委員会における委員長の発言、委員会の運営に関する手続等を記した文書
- (2) 「執務必携 参議院記録部」： 会議録の作成、編集及び保存に当たり必要な諸事項、会議録に係る各種手続の詳細等を取りまとめた文書
- (3) 「参議院調査室事務提要」： 委員会等において審査又は調査を行った場合の報告書作成の手続等を説明した文書

### 2 苦情申出人の主張に対する意見

苦情申出人は本件申出文書が「事務的な手引書の性格を有すると思われるから、事務局文書に当たるといえる（令和3年度答申第3号参照）」と主張している。これは、令和3年度答申第3号において、「令和元年度版参議院議員のしおり」について、「いわゆる事務的な手引書の性格を有するものである」との指摘がなされていることを受けての主張と考えられる。

同答申に係る事案において、参議院事務局は、「令和元年度版参議院議員のしおり」について、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程第2条第3号の事務総長の指定に関する件（平成23年3月30日事務総長決定。以下「事務総長の指定に関する件」という。）第8号（その他立法及び調査に関する事項）に関する文書に該当するとして不開示とした。これに対し、同答申では「令和元年度版参議院議員のしおり」の内容は、事務総長の指定に関する件第1号ないし第7号で列挙される事項（以下「該当事項」という。）そのものではなく、該当事項の一部を参照しつつ該当事項に関する一般的な解説を記載したものにすぎないと判断がなされ、加えて、該当事項の一部を参照している部分の源泉となる情報は、参議院のホームページその他の手段で既に公知となっているものと認め、「参議院の通常選挙の年ごとに定期的に事務局が議員及び議員秘書向けに作成、配付している、いわゆる事務的な手引書の性格を有するものである」こと等を踏まえ、事務局文書に当たると解すべきとされた。

一方、本件申出文書の内容は、委員会の審査、調査や運営、会議録の作成等を行う上で必要となる情報が記載されており、(1)の内容は事務総長の指定に関する件第5号に定める「議院、委員会等の会議の運営及び調査に関する事項」に、(2)の内容は

事務総長の指定に関する件第6号に定める「会議録に関する事項」に、(3)の内容は事務総長の指定に関する件第1号に定める「議案その他の案件に関する事項」及び第5号に定める「議院、委員会等の会議の運営及び調査に関する事項」に、それぞれ当たる該当事項そのものであって、「該当事項に関する一般的な解説を記載したもの」とはいえず、「事務的な手引書の性格を有する」との指摘は当たらない。

また、本件申出文書は、公表されておらず、国立国会図書館での閲覧・謄写に供されてもいいない。

以上から、本件申出文書は、令和3年度答申第3号に係る文書とは異なり、事務局文書に当たらない。

以上



参情個発第 3 号  
令和 7 年 4 月 24 日

林弘法律事務所  
弁護士  
山中 理司 様

参議院事務局情報公開・個人情報保護審査会会長



### 意見書又は資料の提出について（通知）

あなたは、下記 1 の諮問事件について、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記 2 のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

#### 1 濟問事件

濟問番号：令和 7 年 濟問第 1 号

事件名：参議院事務局が使用している執務提要（警務部執務提要は除く）（最新版）の不開示に関する件

#### 2 意見書又は資料の提出期限等

##### ① 提出期限

令和 7 年 5 月 8 日（木）

##### ② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送で、参議院事務局情報公開・個人情報保護審査会に提出してください。

また、提出された意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、参議院事務局に対し、その写しを送付することとしますので、その適否についてあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

（連絡先） 参議院事務局庶務部文書課

電話 03（3581）3111（内線 74007～74010）

提出する意見書又は資料の取扱いについて

参議院事務局情報公開・個人情報保護審査会会長 殿

令和 年 月 日

(氏名) \_\_\_\_\_

この度参議院事務局情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料の写しを、参議院事務局に送付することは、

- 差し支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)

